

**2010 年基準
企業物価指数の解説**

2015 年 3 月
日本銀行調査統計局

目 次

1. 概要、目的・機能	1
2. 対象範囲	2
3. 指数体系	3
4. 分類編成	5
5. 採用品目	11
6. ウェイト	13
7. 調査価格	16
8. 指数の計算	22
9. 指数の公表	28
10. 接続指数	30
参考. 企業物価指数の沿革	32
(別紙1) 2010年基準企業物価指数の指数体系一覧	35
(別紙2) 基本分類指数の分類編成・統計始期	36
(別紙3) 参考指数の分類編成・統計始期	38

<付 表>

基本分類指数 品目分類編成・ウェイト一覧

需要段階別・用途別指数 品目分類編成・ウェイト一覧

1. 概要、目的・機能

(1) 概要

企業物価指数（CGPI：Corporate Goods Price Index）は、企業間で取引される財に関する物価の変動を、測定するものである。

	基本分類指数		
	国内企業物価指数（PPI）	輸出物価指数（EPI）	輸入物価指数（IPI）
指数体系	<ul style="list-style-type: none"> 国内で生産した国内需要家向けの財を対象とした物価指数。 参考系列として、夏季電力料金調整後の指数を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出品ないし輸入品を対象とした物価指数。 円ベース指数と契約通貨ベース指数を作成。 	
参考指数	①需要段階別・用途別指数、②連鎖方式による国内企業物価指数、③消費税を除く国内企業物価指数、④戦前基準指数、⑤普通乗用車（北米向け、除北米向け）を作成。		
分類編成 <（）は項目数>	総平均-大類別(5)-類別(23) -小類別(93)-商品群(241) -品目(822)	総平均-類別(7) -小類別(23)-商品群(78) -品目(210)	総平均-類別(10) -小類別(37)-商品群(89) -品目(254)
指数算式	固定基準ラスパイレス指数算式： $P_{0,i}^L = \frac{\sum P_{t,i} q_{0,i}}{\sum p_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{P_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}$		
基準時	指数の基準時は、2010年の年平均。ウェイトの算定年次は、2010年。		
調査価格数	5,977（うち外部データ：749）	1,277（同：45）	1,538（同：40）
価格調査段階・時点	<ul style="list-style-type: none"> 原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査。 	<ul style="list-style-type: none"> 通関段階（原則、FOB建て）における船積み時点の価格を調査。 	<ul style="list-style-type: none"> 通関段階（原則、CIF建て）における荷降ろし時点の価格を調査。
価格データ	<ul style="list-style-type: none"> 企業間取引における代表的な商品の価格を調査。原則、調査対象商品を指定し、取引条件、取引先などを固定した実際の取引価格を調査しているが（銘柄指定調査）、これが困難な場合は、平均価格・値引率調査、利益率調査、建値調査などを採用。 		
価格調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則、毎月の代表的な価格を、翌月初に調査先から書面で調査。一部の品目では、他機関統計や外部データベースを活用。 		
ウェイト算定	<ul style="list-style-type: none"> 『工業統計調査』（品目編、経済産業省作成）の製造品出荷額から『貿易統計』（財務省作成）の輸出額を控除した国内向け出荷額に依拠。一部、業界統計等を利用。 	<ul style="list-style-type: none"> 『貿易統計』（財務省作成）に依拠。一部、業界統計等を利用。 	
指数の公表	<ul style="list-style-type: none"> 公表日は、原則として翌月の第8営業日とし、年2回の定期遡及訂正月（4、10月）は、第9営業日とする。公表時刻は、何れも午前8時50分。 		
指数の訂正	<定期遡及訂正>年2回（4、10月：3、9月速報公表時）。 対象期間は、原則として、過去1年半分。 <即時遡及訂正>①計数の誤りが総平均指数に及ぶ場合、②計数の誤りによりユーザーの分析に支障を来たすと思われる場合、要訂正の事実が判明した都度、速やかに訂正を実施。		

注1：調査価格数は、2012年4月時点。

注2：2014年6月から、国内企業物価指数の英語名称を DCGPI：Domestic Corporate Price Index から PPI：Producer Price Index に変更した。

(2) 目的・機能

企業物価指数の主な目的は、企業間で取引される財に関する価格の集約を通じて、財の需給動向を把握し、景気動向については金融政策を判断するための材料を提供することにある。また、名目生産額などの変動から価格変動に起因する部分を取り除いて実質値を算出する際のデフレーターのほか、企業間での個々の商取引における値決めの参考指標としての機能も有している。

2. 対象範囲

企業物価指数は、企業間で取引される財（電力、ガス、工業用水などを含む）を対象範囲としている。

ただし、企業間で取引される財であっても、取引額を推計出来ない商品（①）や、価格の継続調査が困難などの理由により品目として採用できなかった商品のうち、採用品目に属性の類似する商品や価格動向を近似できる適当な商品が見当たらないもの（②）については、これを「対象外商品」として扱い、企業物価指数の対象範囲から除外している。

図表 2-1. 企業物価指数の対象範囲

財	企業間で取引される財	対象商品	工業製品	『工業統計調査』（品目編）記載の商品 ^{注2}
			非工業製品	大類別「農林水産物」、「鉱産物」、「電力・都市ガス・水道」、「スクラップ類」に属する商品
		対象外商品	①	土地、建物など
	②		武器、弾薬、船舶、生鮮食品など	
	企業間で取引されない商品	家庭用電力、家庭用ガス、家庭用上水道など		
財以外		サービス、有価証券など		

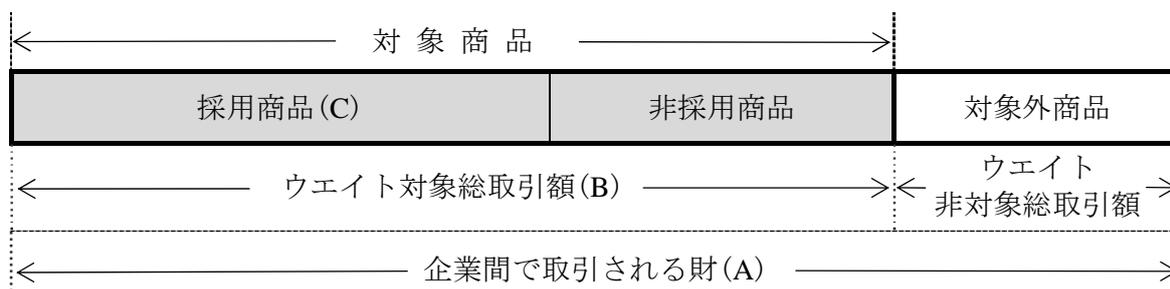
注1：シャドーが、企業物価指数の対象範囲。

注2：『工業統計調査』（品目編）記載の商品のうち、①加工度が極めて低く、一次産品に近いとみられる商品（「肉類」など）や、②製造業より非製造業の出荷額が大きい商品（「金属くず」など）については、非工業製品として扱っている。

企業間で取引される財の取引総額のうち、企業物価指数の対象商品の取引総額を「ウェイト対象総取引額」、対象外商品の取引総額を「ウェイト非対象総取引額」と呼ぶ。このウェイト対象総取引額から、企業物価指数を計算する際に使用するウェイトを算定する（⇒ウェイトは6.参照）。

企業物価指数の対象商品のうち、品目として採用している商品を、「採用商品」と呼ぶ。ウェイト対象総取引額のうち採用商品の比率（「採用商品カバレッジ」）は、いずれの指数でも上昇している。

図表 2-2. 企業物価指数のウェイト対象総取引額（概念図）



図表 2-3. ウェイト対象総取引額と採用商品カバレッジ

	国内企業物価指数	輸出物価指数	輸入物価指数
企業間で取引される財の取引総額 (A)	2,253,411 億円	671,319 億円	606,872 億円
ウェイト対象総取引額 (B)	2,141,092 億円	601,762 億円	570,376 億円
採用商品の取引額 (C)	1,746,365 億円	410,257 億円	444,213 億円
採用商品カバレッジ (C/B)	81.6%	68.2%	77.9%
<参考>2005 年基準	80.6%	67.9%	73.1%

企業物価指数の対象範囲が企業間で取引される財であることを考えると、指数のウェイトには企業間取引額を使用するのが適当であるが、各商品の企業間取引額を定期的かつ網羅的に把握可能な統計が存在しない。このため、取引額推計に当たっては、1933 年基準の東京卸売物価指数以来、『工業統計調査』（品目編、経済産業省作成）の製造品出荷額および『貿易統計』（財務省作成）の輸出入額等を、用いている。

3. 指数体系（⇒別紙 1 参照）

企業物価指数の指数体系は、基本分類指数と参考指数から構成される。

このうち基本分類指数は、「国内企業物価指数」、「輸出物価指数」、「輸入物価指数」の 3 指数から構成される。

参考指数は、「需要段階別・用途別指数」、「連鎖方式による国内企業物価指数」、「消費税を除く国内企業物価指数」、「戦前基準指数」、および「普通乗用車（北米向け、除北米向け）」を作成している。これらは、統計の連続性やユーザーの利便性、分析ニーズを考慮して、基本分類指数を組み替えたり、加工したりして作成している。

(1) 基本分類指数

① 国内企業物価指数 (PPI : Producer Price Index)

国内で生産した国内需要家向けの財（国内市場を経由して最終的に輸出するものを除く）を対象とし、原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査している。

また、参考系列として、夏季電力料金調整後の指数を作成している。これは、7～9月の期間に適用される夏季電力割増料金を調整したベースの指数で、通常料金の期間（10～6月）においては、基本分類指数の指数水準と一致するよう作成している。

何れの指数も、消費税を含むベースで作成している。

② 輸出物価指数 (EPI : Export Price Index)

輸出品を対象とし、通関段階（原則として FOB 建て）における船積み時点の価格を調査している。

指数は、円ベースと契約通貨ベースを作成している¹。なお、消費税は含まない。

③ 輸入物価指数 (IPI : Import Price Index)

輸入品を対象とし、通関段階（原則として CIF 建て）における荷降ろし時点の価格を調査している。

指数は、円ベースと契約通貨ベースを作成している。なお、消費税は含まない。

(2) 参考指数

① 需要段階別・用途別指数 (ISDU : Index by Stage of Demand and Use)

価格波及プロセスの把握など物価動向を多面的に分析するため、経済の循環過程における需要段階（素原材料、最終財など）や用途（建設用材料、資本財、消費財など）に着目した分類に組み替え、集計・作成している。

具体的には、基本分類指数の品目（一部、調査価格）およびウエイトを、該当する需要段階や用途に振り分けた上で、加重平均し作成している。また、参考系列として、財別分類、および夏季電力料金調整後の指数を作成している。なお、何れの指数も、消費税を含まないベースで作成している。

② 連鎖方式による国内企業物価指数 (Producer Price Index using Chain-weighted Index Formula)

基本分類指数が依拠する「固定基準ラスパイレス指数算式」は、基準時から離れるにしたがって、総平均指数をはじめ上位分類指数が実態を反映しない度合いが強まることから、理論的に知られている。このうち、ある商品（サービス）の価格が下落（上

¹ 契約通貨が外貨建ての調査価格については、円価格に換算のうえ、指数化した円ベース指数を作成している（⇒7. (4)参照）。

昇)するとともに、取引数量が増加(減少)する場合には、固定基準ラスパイレス指数は実態よりも強めの動きになるとの特性を有している。こうした特性が生み出す問題を軽減する手段として、国内企業物価指数を対象に、「連鎖基準ラスパイレス指数算式」に基づく指数を、別途作成・提供している(⇒指数算式は8.参照)。

具体的には、ウェイトを毎年更新し、1年ごと(毎年12月)に指数水準を100にリセットした指数を、掛け合わせて作成している。また、参考系列として、夏季電力料金調整後の指数を作成している。指数は、消費税を含むベースで作成している。

③ 消費税を除く国内企業物価指数 (Producer Price Index excluding Consumption Tax)

基本分類指数では消費税を含むベースで作成しているが、別途、国内企業物価指数を対象に、消費税を除いたベースの指数を作成している。また、参考系列として、夏季電力料金調整後の指数を作成している。

④ 戦前基準指数 (PBI : Prewar Base Index)

長期時系列データに対するユーザー・ニーズを踏まえ、作成している。

2010年基準の基本分類指数および需要段階別・用途別指数の国内需要財指数を、戦前基準指数の分類編成(基本分類12類別および特殊分類<用途別>5分類)に組み替え、2010年1月以降の指数を、2009年12月までの戦前基準指数に接続し作成している。戦前基準指数は、1934~1936年を指数の基準時(1934~1936年=1)としている。なお、基本分類の指数は消費税を含むベース、特殊分類(用途別)の指数は消費税を含まないベースで作成している。

⑤ 普通乗用車(北米向け、除北米向け)

輸出物価指数の品目「普通乗用車」について、北米向けと北米以外向けに分割した地域別指数を作成している。

指数は、円ベースと契約通貨ベースを作成している。なお、消費税は含まない。

4. 分類編成

企業物価指数の基本分類指数では、国内企業物価指数は『日本標準産業分類』および『工業統計調査』(品目編)等に、また、輸出物価指数、輸入物価指数は『貿易統計』等に依拠しつつ、一部、商品の属性に応じ、採用品目を分類している。

一方、参考指数では、利用目的に応じて基本分類指数の品目・ウェイトを組み替えることなどにより、分類している。

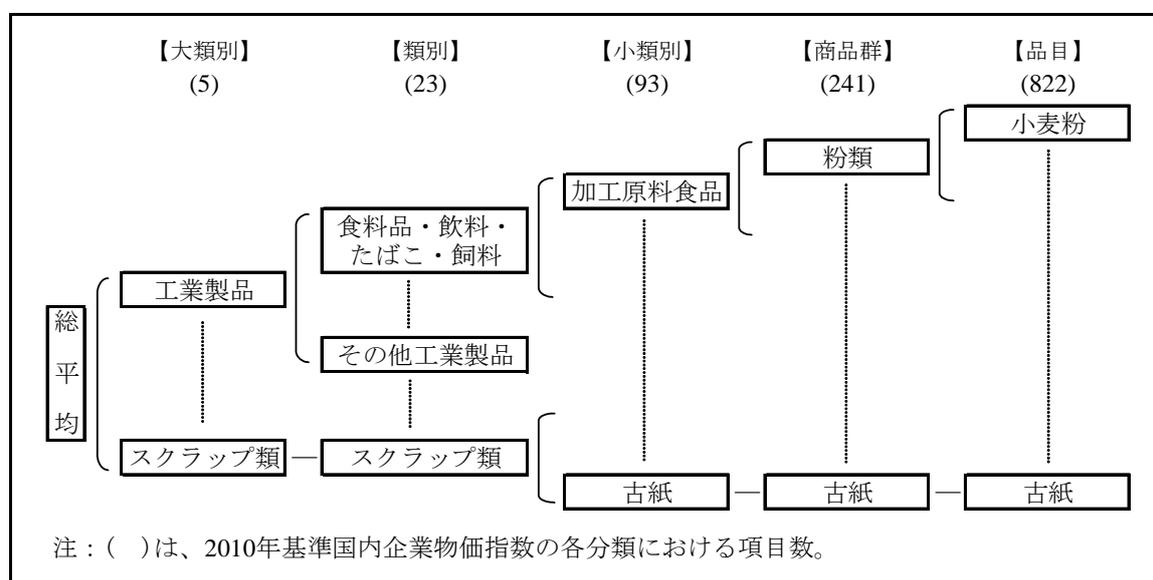
(1) 基本分類指数 (⇒別紙 2 参照)

① 国内企業物価指数 (⇒付表参照)

「総平均」、「大類別」、「類別」、「小類別」、「商品群」および「品目」の6段階で構成している。

大類別は、『日本標準産業分類』等を参考に、5大類別(「工業製品」、「農林水産物」、「鉱産物」、「電力・都市ガス・水道」、「スクラップ類」)から構成している。類別については、大類別「工業製品」では『工業統計調査』(品目編)等を参考に設定し、その他の4つの非工業製品の大類別は、大類別と同一の類別を設定している結果、全体で23類別の編成となっている²。また、小類別、商品群は、構成品目の属性に応じて、設定している。

図表 4-1. 国内企業物価指数の分類編成



このほか、夏季電力料金調整後の参考系列として、総平均、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」を作成している。

② 輸出物価指数、輸入物価指数 (⇒付表参照)

総平均、類別、小類別、商品群および品目の5段階で構成している。

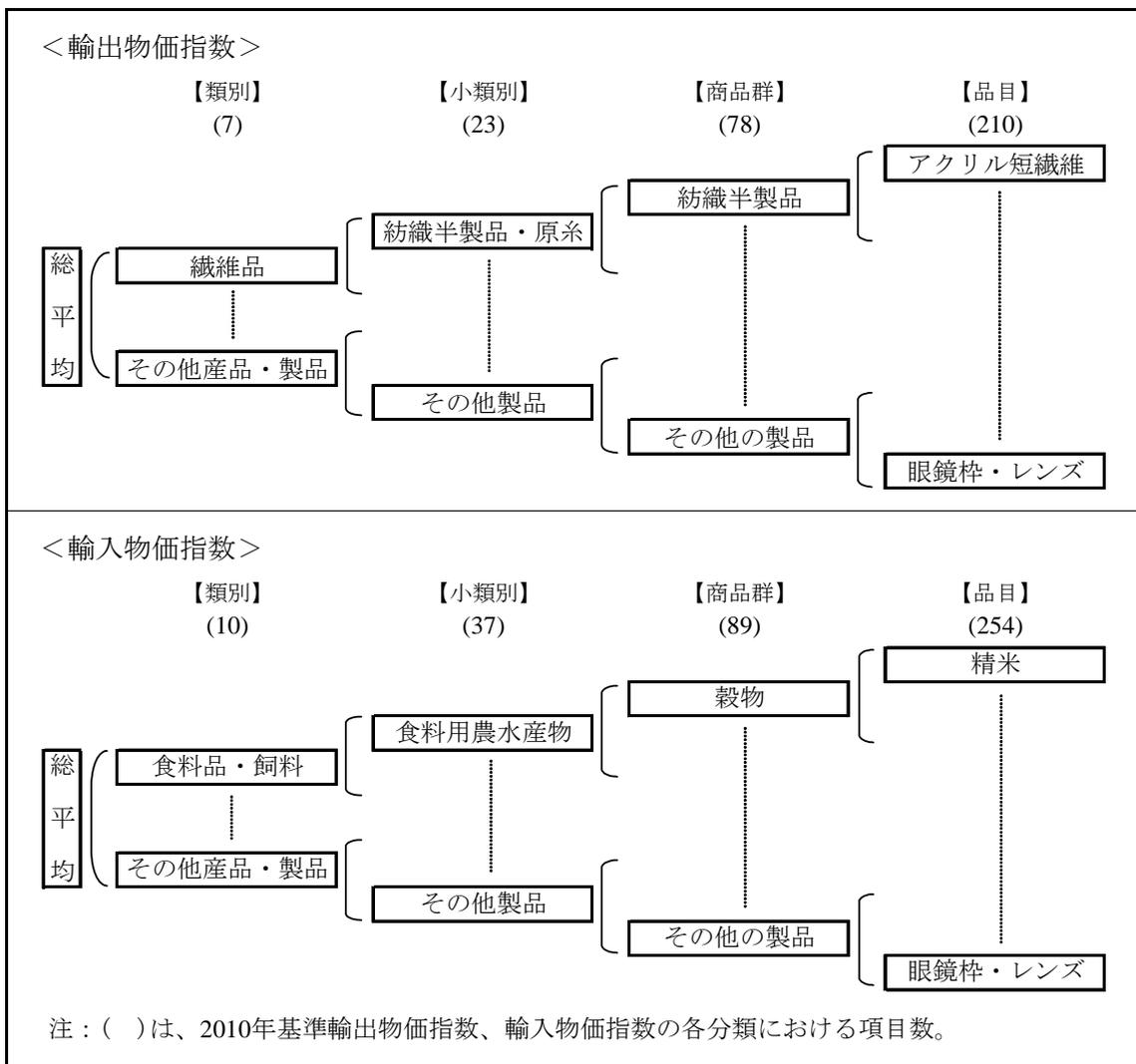
類別は、『貿易統計』等を参考に、輸出物価指数で7類別、輸入物価指数で10類別から構成している³。また、小類別、商品群については、構成品目の属性に応じて、

² 2010年基準より、従来の類別「加工食品」を「食料品・飲料・たばこ・飼料」に変更したほか、従来の類別「一般機器」「精密機器」を、類別「はん用機器」、「生産用機器」、「業務用機器」、「その他工業製品」に組み替えている。

³ 2010年基準より、従来の類別「一般機器」、「精密機器」を「はん用・生産用・業務用機器」、「その他産品・製品」に組み替えている。

設定している。

図表 4-2. 輸出物価指数、輸入物価指数の分類編成



図表 4-3. 国内企業物価指数と参考資料との対応関係

		2010年『工業統計調査』（品目編）	第12回『日本標準産業分類』
		産業中分類	大分類
工業製品			「E 製造業」
食料品・飲料・たばこ・飼料		「09 食料品」 「10 飲料・たばこ・飼料」	
繊維製品		「11 繊維工業品」	
製材・木製品		「12 木材・木製品」	
パルプ・紙・同製品		「14 パルプ・紙・紙加工品」	
化学製品		「16 化学工業製品」	
石油・石炭製品		「17 石油製品・石炭製品」	
プラスチック製品		「18 プラスチック製品」	
窯業・土石製品		「21 窯業・土石製品」	
鉄鋼		「22 鉄鋼」	
非鉄金属		「23 非鉄金属」	
金属製品		「24 金属製品」	
はん用機器		「25 はん用機械器具」	
生産用機器		「26 生産用機械器具」	
業務用機器		「27 業務用機械器具」	
電子部品・デバイス		「28 電子部品・デバイス・電子回路」	
電気機器		「29 電気機械器具」	
情報通信機器		「30 情報通信機械器具」	
輸送用機器		「31 輸送用機械器具」	
その他工業製品		「13 家具・装備品」 「15 印刷・同関連品」 「19 ゴム製品」 「20 なめし革・同製品・毛皮」 「32 その他の製品」	
農林水産物			「A 農業， 林業」「B 漁業」
農林水産物			
鉱産物			「C 鉱業， 採石業， 砂利採取業」
鉱産物			
電力・都市ガス・水道			「F 電気・ガス・熱供給・水道業」 (除く熱供給業)
電力・都市ガス・水道			
スクラップ類			「I 卸売業， 小売業」のうち 再生資源卸売業
スクラップ類			

(2) 参考指数 (⇒別紙 3 参照)

① 需要段階別・用途別指数 (⇒付表参照)

基本分類指数の各品目が、経済の循環過程のどの段階で最終的に需要されるか(「需要段階別」)、またその際、どのような用途に使用されるか(「用途別」)に着目して分類している。

まず、当該品目が国内向け(内需)に充てられるか、海外向け(外需)に充てられるかによって、「国内需要財」(国内品+輸入品)と「輸出品」に大別している。具体的には、国内企業物価指数、輸入物価指数(円ベース)の品目は「国内需要財」、輸出物価指数(円ベース)の品目は「輸出品」に分類している。

次に、「国内需要財」については、以下のとおり、需要段階別の分類項目を設け、その内訳として用途別の分類項目を設定している。また、「輸出品」については、用途別の分類項目のみを設定している。

(a) 需要段階別分類

「国内需要財」については、国内において、生産活動のために使用・消費されるか、最終需要に充てられるかによって、「素原材料」、「中間財」、「最終財」に分類している。「素原材料」は、生産活動のために使用・消費されるもののうち第1次産業で生産された未加工のもの、「中間財」は、生産活動のために使用・消費されるもののうち加工過程を経たもの、「最終財」は最終需要に充てられるものである。具体的には、「国内需要財」の品目(一部、調査価格)ごとに、『産業連関表』(総務省作成)等を参考に分類している。

(b) 用途別分類

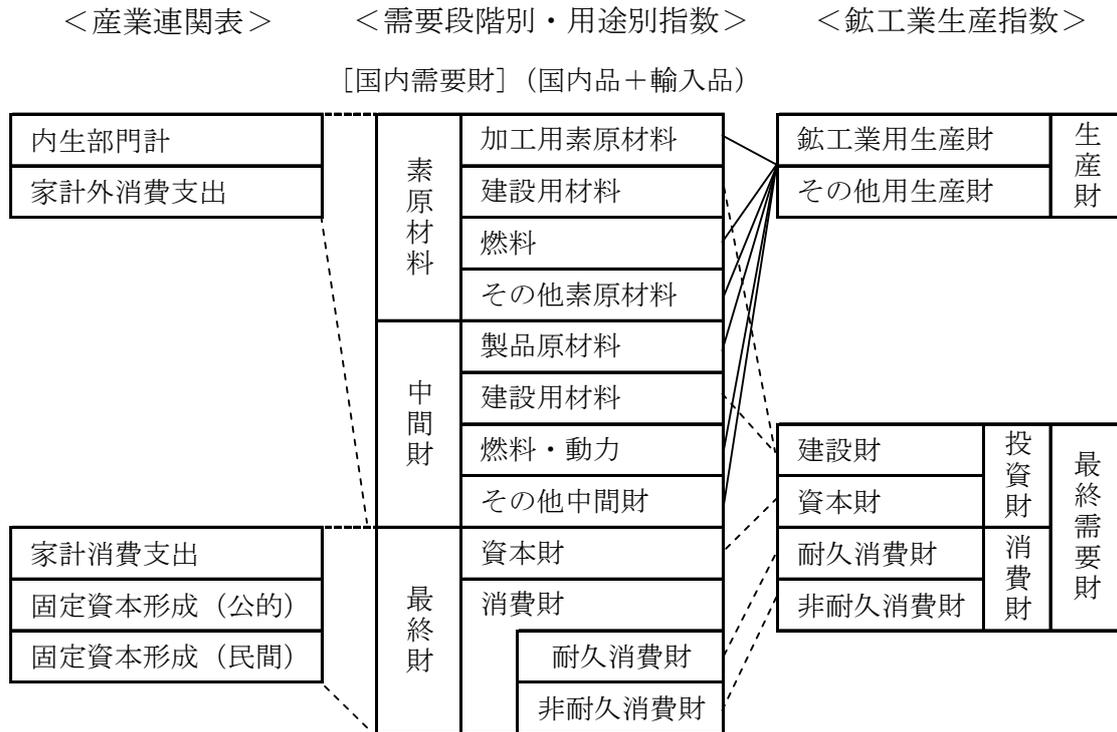
当該品目がいかなる用途に使用されるかによって、分類している。具体的には、『鉱工業指数』(経済産業省作成)等を参考に分類している。なお、「輸出品」は、海外での用途を把握するのが困難なため、同種商品の国内での用途に準じて分類している。

参考として、『鉱工業指数』に準じた財別の分類項目を設定しているほか、夏季電力料金調整後の「国内需要財」、「中間財」、「国内需要財(国内品)」、「中間財(国内品)」指数を作成している。

図表 4-4. 需要段階別・用途別指数の分類概念

分類項目	分類概念
国内需要財	国内品と輸入品。
素原材料	第1次産業で生産された未加工の原材料、燃料で生産活動のため使用、消費されるもの。
加工用素原材料	加工過程を経て製品となるもの（スクラップ類を含む）。
建設用材料	建築・土木などの建設活動で直接使用されるもの。
燃料	生産活動のため燃料として使用されるもの（原油、天然ガス）。
その他素原材料	上記以外の素原材料（上水道、工業用水など）。
中間財	加工過程を経た製品で、生産活動のためさらに使用、消費される原材料、燃料・動力および生産活動の過程で使用される消耗品。
製品原材料	さらに次の加工過程を経て製品となるもの。
建設用材料	建築・土木などの建設活動で直接使用されるもの。
燃料・動力	生産活動のため燃料や動力源として使用されるもの。
その他中間財	上記以外の中間財（企業が使用する消耗品、包装材料、容器など）。
最終財	生産活動において原材料、燃料・動力として、さらに使用、消費されることのない最終製品。
資本財	生産活動の手段として長期にわたり使用され、その価値を徐々に生産物に転嫁させていく耐久財（原則として耐用年数1年以上で購入単価が比較的高いもの）。
消費財	主として家計によって使用、消費されるもの。
耐久消費財	うち、原則として耐用年数が1年以上で購入単価が比較的高いもの。
非耐久消費財	うち、原則として耐用年数が1年未満で購入単価が比較的安いもの。
[参考]	
生産財	素原材料＋中間財。
建設用材料	素原材料と中間財の各建設用材料。
燃料・動力	素原材料の燃料＋中間財の燃料・動力。
原材料	加工用素原材料＋製品原材料。
投資財	資本財＋素原材料と中間財の各建設用材料。
輸出品	
原材料	国内需要財の加工用素原材料と製品原材料に該当（ただし、「その他中間財」は品目数が少ないので便宜上本項目に包含）。
建設用材料	国内需要財の素原材料および中間財の各建設用材料と同じ。
資本財	国内需要財の最終財の該当項目と同じ。
消費財	〃
耐久消費財	〃
非耐久消費財	〃
[参考]	
生産財	原材料＋建設用材料。

図表 4-5. 需要段階別・用途別指数と参考資料との対応関係



② 連鎖方式による国内企業物価指数、消費税を除く国内企業物価指数

国内企業物価指数の分類と同様に設定している。すなわち、総平均、大類別、類別、小類別、商品群および品目の6段階で構成している。

また、国内企業物価指数と同様に、夏季電力料金調整後の指数（「総平均」、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」）を作成している。

③ 戦前基準指数

基本分類として総平均と12類別を設定しているほか、特殊分類（用途別）を設定している⁴。

5. 採用品目 (⇒付表参照)

(1) 採用品目の選定に当たっての基本原則

品目は、企業物価指数で作成・公表している指数の最小単位である。品目を採用する際には、①取引額が国内企業物価指数、輸物価指数、輸入物価指数ごとに設定している品目の採用基準額を上回っていること、②継続的な価格調査が可能なこと、の2点を重視している。

⁴ 戦前基準指数の「類別」設定は、1960年基準の戦前基準指数の分類編成に依拠している。

品目の採用基準額については、原則としてウエイト算定年次（2010年）におけるウエイト対象総取引額をベースに、以下のとおり設定している⁵（⇒ウエイト対象総取引額は2.参照）。

図表 5-1. 採用基準額

	国内企業物価指数	輸出物価指数	輸入物価指数
ウエイト対象総取引額	2,141,092 億円	601,762 億円	570,376 億円
ウエイト対象総取引額に対する比率	1 万分の 1	1 万分の 5	1 万分の 5
採用基準額	214 億円	301 億円	285 億円
<参考>2005 年基準	232 億円	300 億円	266 億円

(2) その他の選定基準

ウエイト算定年次における取引額が採用基準額に満たない商品であっても、先行き取引額の増加が見込まれる場合や品目分類編成上のバランス等から必要な場合は、弾力的に採用している。その際、①採用基準額に近い商品は単一品目として、また、②同種の商品をまとめた商品グループとして括れば採用基準額に達する場合は集合品目（たとえば、国内企業物価指数の「衛生材料」は医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、その他の集合品目）として、品目設定している。

一方、取引額が採用基準額以上の商品であっても、例えば、①オーダーメイド性が極めて高い商品など継続的な価格調査が極めて困難な商品、②年によって取引額の変動が激しく採用が不相当とみられる商品などは、品目として採用していない。

(3) 採用品目数

2010年基準指数における採用品目数は、以下のとおりである。

図表 5-2. 採用品目数

	採用品目数	<参考>2005 年基準
国内企業物価指数	822	857
輸出物価指数	210	213
輸入物価指数	254	268
合計	1,286	1,338

⁵ 実務上の制約などから、企業物価指数の対象範囲に含まれる全ての商品を品目として採用できないため、重要度の高い商品を選定する上での目安として、採用基準額という客観的基準を設定している。

6. ウェイト

企業物価指数の各品目のウェイトは、基本分類指数である国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数ごとに、各品目のウェイト算定のベースとなる取引額（「ウェイト対象取引額」）の「ウェイト対象総取引額」に対する千分比により算出している（⇒ウェイト対象総取引額は2.参照）。また、参考指数のウェイトは、それぞれの分類編成に応じ、基本分類指数のウェイトやウェイト対象取引額を組み替えたり、加工したりして算定している（⇒指数計算で使用するウェイトは8.参照）。

なお、企業物価指数では、連鎖方式による国内企業物価指数を除く全指数系列において「固定基準ラスパイレス指数算式」を採用しているため、品目以上のウェイトを基準時（2010年）に固定している（⇒指数算式は8.参照）。

(1) 基本分類指数のウェイト算定方法

① ウェイト算定資料（ウェイトデータ）

国内企業物価指数では、工業製品については、原則として、『工業統計調査』（品目編）の製造品出荷額と『貿易統計』の輸出額を、ウェイトデータとして使用している。非工業製品の出荷額は、他の官庁統計や業界統計等を使用し推計している⁶。

輸出物価指数、輸入物価指数については、原則として、『貿易統計』の輸出額、輸入額を、それぞれのウェイトデータとして使用している。

ただし、後述するとおり、『工業統計調査』（品目編）の品目分類等を細分化する場合や、『貿易統計』の分類に拠れない場合などには、他の官庁統計や業界統計等を使用している。

② ウェイトデータの紐付け（国内企業物価指数のみ）

国内企業物価指数では、「国内市場向けの国内生産品」を対象範囲としているため、各商品の取引額として国内向け出荷額を使用している。出荷額から輸出額分を控除した国内向け出荷額を算出するため、工業製品については、『工業統計調査』（品目編）の品目分類コードごとに『貿易統計』の分類コードを紐付けている。非工業製品については、他の官庁統計や業界統計等を使用して推計した各商品の出荷額ごとに、『貿易統計』の分類コードを紐付けている（詳細は、『2010年基準企業物価指数 品目－工業統計調査・貿易統計コード対応表』を参照）。

③ ウェイト計算指示の設定

企業物価指数では、対象範囲としている全ての商品を品目として採用していない。

⁶ 非工業製品については、『工業統計調査』に相当するような定期的かつ網羅的に全体を把握できる統計が存在しないため、出荷額推計に使用する統計は、『産業連関表』の非工業製品に該当する部門の生産額推計資料などを参考としている。

品目として採用しなかった商品の価格動向について、採用品目の価格動向で代用できる状況にある、と判断した場合は、代用する採用品目の取引額にその商品の取引額を加算することで対応している（「非採用商品」という）。したがって、個々の採用品目のウエイトは、自身の取引額に加え、関連する非採用品目の取引額を加算したベースで算出されている。他方、そうした扱いが出来ない商品については、「対象外商品」として扱われている。詳細な仕分け内容を「ウエイト計算指示」と呼ぶ。

図表 6-1. ウエイト計算指示と取引額の扱い

		ウエイト計算指示	ウエイト算定上の取引額の扱い
採用商品	品目として採用する商品。	品 目	採用品目の取引額に使用。
非採用商品	単体の採用品目の価格動向に同調させる商品。	同 調	価格動向を同調させる採用品目の取引額に合算。
	商品群（小類別、類別）を構成する採用品目グループの価格動向で代用する商品。	商品群 （小類別、類別） インピュート	当該商品群（小類別、類別）に属している採用品目の取引額：「品目」+「同調」（+「インピュート」按分付加分）比率に応じて按分し、それぞれの採用品目に付加。
対象外商品	ウエイト算定の対象から除外する商品。	対象外	ウエイト算定に使用しない。

④ ウエイト対象総取引額の算出

対象外商品以外の取引額を合計することにより、国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数ごとのウエイト対象総取引額を算出する（⇒ウエイト対象総取引額は2.参照）。

⑤ ウエイト対象取引額の算出

ウエイト計算指示に従い、取引額を集計する。

ウエイト計算指示ごとの取引額を採用品目に割り振ることにより、各品目のウエイト対象取引額を算出する。

⑥ 品目以上のウエイト算定（⇒付表参照）

国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数それぞれについて、⑤で算出した各品目のウエイト対象取引額が、④で算出した各物価指数のウエイト対象総取引額に占める割合を千分比で算出し、小数点以下第1位まで各品目のウエイトを算定する。

なお、品目より上位の分類（商品群、類別など）のウエイトは、当該分類に属して

いる品目ウェイトを合計し算出している。

⑦ 調査価格のウェイト算定

同一品目内の「調査価格」のウェイトは、通常は均等としている。調査価格のウェイトは、各品目のウェイトを、当該品目に属する調査価格数で除することにより、小数点以下第3位まで算定する（⇒調査価格は7.参照）。

ただし、同一商品であっても販売形態などの違いにより価格動向が異なるものが混在しているなどの品目について、ウェイトの分割比率を算定する必要があると認めた場合は、商品グループごとにウェイト差を設けている。

(2) 参考指数のウェイト算定方法

① 需要段階別・用途別指数（⇒付表参照）

需要段階別・用途別指数のウェイトは、基本分類指数のウェイト対象取引額を用い、算出する。

国内需要財（国内品＋輸入品）については、各品目のウェイト対象取引額が、国内企業物価指数と輸入物価指数のウェイト対象総取引額の合計に占める割合を千分比で算出し、小数点以下第2位まで各品目のウェイトを算定する。

輸出品については、各品目のウェイト対象取引額が、輸出物価指数のウェイト対象総取引額の合計に占める割合を千分比で算出し、小数点以下第2位まで各品目のウェイトを算定する。

各品目が該当する需要段階別・用途別分類への振り分けは、1品目－1需要段階－1用途で対応している場合には、その用途に当該品目を所属させる。一方、1品目が複数の分類項目（需要段階、用途）に対応している場合には、原則、当該品目のウェイトを各分類項目の取引額などに応じて、分割した上で、各分類項目にそれぞれ所属させる⁷。なお、一部品目については、調査価格レベルでの仕分けも行っている。

需要段階別・用途別分類項目のウェイトは、こうして振り分けた各品目（一部、調査価格）ウェイトを、各需要段階別・用途別分類ごとに合計し算出している。

② 連鎖方式による国内企業物価指数

国内企業物価指数のウェイトを毎年更新し、指数計算月（ t 年 m 月）の前年（ $t-1$ 年）のウェイトを使用している⁸。

⁷ 品目ウェイトを分割する場合は、『産業連関表』、『鉱工業指数』、官庁・業界統計などにより、分割比率を算出し、品目ウェイトに乗じて分割している。ただ、分割するデータがない場合は、他統計との平仄等を勘案して、主たる用途に全て分類している。

⁸ 毎年のウェイト更新では、国内企業物価指数のウェイト算定方法と同様に計算することを原則としているが、ウェイトデータの入手が難しいことなどから、国内企業物価指数とは異なる方法で計算している場合がある。

③ 消費税を除く国内企業物価指数

国内企業物価指数のウェイトを、そのまま使用している。

④ 戦前基準指数

類別のウェイトには、国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数のウェイト対象総取引額の合計に対する千分比ウェイトを使用している。特殊分類（用途別）のウェイトには、需要段階別・用途別指数の国内需要財指数のウェイトを使用している。

7. 調査価格

調査価格とは、継続的に商品の価格を調査するに当たって、調査内容を定めた企業物価指数の調査単位である。調査価格の設定に際しては、①商品の代表性、②純粋な価格変化の捕捉、の2点を重視している。このため、商品内容（素材、性能、規格など）のほか、取引条件（受渡し場所など）や取引先（販売先）等についても、特定することが望ましい。

(1) 調査対象商品の選定

企業物価指数では、調査対象商品として、①ウェイトデータが依拠する『工業統計調査』などを参考に定義される品目範囲内において、②当該品目の価格動向を代表させるのに相応しい代表的な商品を選定している⁹。実際の作業においては、業界統計や調査先からのヒアリング情報などを参考に選定している。

(2) 調査段階・調査時点

国内企業物価指数では、原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査している。国内企業物価指数における生産者段階の比率はウェイトベースで9割を超えている¹⁰。

また、原則として、輸出物価指数では通関段階における船積み時点の価格を、輸入物価指数では通関段階における荷降ろし時点の価格を調査している。

⁹ 調査対象商品の代表性は取引金額をベースに判断しているが、取引金額が少なくても、当該品目の価格動向を適切に反映し、かつそれを捕捉できる場合には、調査対象商品として採用している。

¹⁰ 残る1割未満の卸売段階等の価格については、生産者段階での価格調査が難しい、あるいはそれに適しないと判断される、以下の事例などがかなりの部分を占めている。

- ① リベート（販売奨励金）が実質的な価格調整機能を担っているなかで、リベートを支払う側の企業からはそれを調整した後の価格が調査できないケース。
- ② アパレル企業など卸売業に分類される企業が、製造業者に原材料を支給して生産委託しているため、生産者からは材料代を除いた委託加工賃の価格しか聴取できないケース。

(3) 調査先企業の選定

調査先企業は、(1)で選定した調査対象商品、(2)で選定した調査段階に対応する、代表的な企業を選定している。

(4) 価格調査の方法

価格調査は、翌月初に書面で行うことを原則としている。契約通貨が外貨建てのものについては、外貨建て価格を調査しており、「円ベース指数」を作成する際には、外貨建ての調査価格を円価格に換算した上で指数化している^{11,12}。一方、「契約通貨ベース指数」については、契約通貨建て価格（円建て契約のものは円建て価格）をそのまま指数化している。

輸出物価指数では、円建て契約の調査価格が約4割、外貨建て契約の調査価格が約6割（米ドル建てが5割強）程度となっている。一方、輸入物価指数では、円建て契約の調査価格が約3割、外貨建て契約の調査価格が約7割（米ドル建てが7割弱）となっている。

なお、輸出物価指数では原則として FOB 建て、輸入物価指数では原則として CIF 建てを調査している。

(5) 欠測価格の取扱い

調査時点において、調査価格で設定した条件の下での取引・契約がない場合や、調査先から回答が得られない場合は、当該月は欠測価格となる。欠測価格が発生した場合は、原則として、当該月の価格を前月から不変、すなわち、前月比横這いとして処理している¹³。

なお、輸出物価指数、輸入物価指数では、欠測価格が発生し、契約通貨建て価格（契約通貨ベース指数）を、前月比横這いとして処理した場合であっても、当該月の為替相場の動きを一律に反映させる形で、円建て価格（円ベース指数）を算出する扱いとしている。

¹¹ 円換算には、便宜上、各契約通貨の銀行の対顧客電信直物相場（調査時点の月中平均、仲値）を利用。したがって、個々の企業が直面している実際の円価格とは異なる。

¹² 国内企業物価指数では、現状、全ての調査価格が円建て契約となっている。

¹³ ①商品の出回り期が特定の時期に限定される商品、②基準改定時の作業期間、の欠測価格については、異なる対応を採用している場合がある。具体的には、次のとおり。

- ① 類別「繊維製品」の季節性を有する一部商品（品目「女子用スーツ・スカート類」など）においては、調査価格ごとに出回り期と非出回り期を設定し、欠測価格が発生する非出回り期には、出回り期における価格の平均値で補完。
- ② 基準改定時の作業では、新規品目などの調査価格について、基準始期以降の価格を新たに収集している。このため、一部の調査価格では、基準始期より一定期間、欠測価格が生じる場合がある。欠測価格のある調査価格を有する品目では、欠測価格の発生している期間について、欠測価格のない調査価格（原則、複数調査先の3調査価格を確保）により品目指数を算出している。

(6) 調査価格の種類

調査価格では、原則、調査対象商品の銘柄や、取引条件、取引先など、品質を固定した上で、実際の取引価格を調査している（銘柄指定調査）。一方、個別性の強さなどから品質を固定した価格の継続調査が難しい場合は、品質の固定条件を一部緩め、商品グループ（似通った商品や、異なる取引条件・取引先などを括ったグループ）を対象とした平均価格・値引率調査や利益率調査などを採用している。また、いずれの価格調査方法にも拠れない場合は、建値調査を採用している。

図表 7-1. 主な調査価格の種類

調査価格の種類	内 容	調査価格の設定例
銘柄指定調査	<ul style="list-style-type: none"> 商品の銘柄、取引条件・取引先など、品質を固定した実際の取引価格を調査する方法。 価格後決め商品では、仮価格を採用している場合がある^注。 	小型乗用車 A(品番特定)、販売子会社 B 社向け、工場出荷価格
平均価格 ・ 値引率調査	<ul style="list-style-type: none"> <平均価格> 商品グループにおける個々の実際の取引価格を加重ないし単純平均した価格を調査する方法。 <値引率> 調査対象商品の定価と、商品グループを対象とした定価からの平均値引率を調査し、両者を組み合わせた平均価格を算出する方法。 	精密測定器 C(品番特定)、全取引先向け出荷価格 ※調査対象商品の定価とオプション付与状況を問わない全取引の平均値引率を調査し、「定価×(1-平均値引率)」により平均価格を算出
利益率調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象商品の製造原価と、商品グループ全体の粗利率（売上高/製造原価）を調査し、同じ商品が継続して販売されると想定した価格を算出する方法。 	ろ過機 D（品番特定）、全取引先向け出荷価格 ※調査対象商品の製造原価とシリーズ製品全体の粗利率を調査し、「製造原価×粗利率」により価格を算出
モデル価格	<ul style="list-style-type: none"> 代表的な取引（商品の銘柄、数量、取引条件などを特定した取引）を想定した場合の価格を調査する方法。 	小口都市ガス（用途、熱量、月間使用料を一定としたモデル料金）
建値調査	<ul style="list-style-type: none"> 商品の銘柄を特定し、実際の取引において目安とされる建値（仕切価格、料金表価格など）を調査する方法。 	娯楽機器 E（品番指定）、主要販売先 F 社向け仕切価格

注：価格後決め商品、仮価格は、7. (7) 参照。

(7) 仮価格の利用

契約期間が四半期や半期など複数月にわたり、かつ当該期間中の取引価格が契約期

間に入った後（ないしは契約期間終了後）に決定される「価格後決め商品」については、一定の条件の下で、以下のような対応をとっている。すなわち、取引価格が決定するまでの間、「仮価格（価格が正式に決定するまでの間、実際の取引に使用される暫定的な決済価格）」が入手できる場合は、これを利用して指数を作成し、定期的な計数の遡及訂正のタイミングで決着価格ベースの指数にリバイスしている。

仮価格を採用するに当たっては、以下の2点を必要条件としている。

- ① 仮価格が当該期（月）の決着価格を見越して決定され、それを確認できること。
- ② 実際に、その仮価格で暫定的な決済がなされていること。

したがって、商品の提供者による「(希望的) 観測価格」や、見積価格、決済を伴わない仮置き価格など、実際の取引が成立していないものについては、仮価格として採用しない。

(8) 外部データの採用

報告者負担の軽減を図るため、一部の品目において、他機関統計や外部データベースを調査価格として採用している。外部データの採用にあたっては、①外部データの導入が、導入コストに見合うだけの報告者負担・調査事務負担の軽減につながるか、②調査価格の質を、少なくとも従来の調査先調査と同程度の水準に維持できるか、を検討して採用の可否を慎重に判断している。

(9) 調査価格数

企業物価指数の調査価格数は、総計 8,792、1 品目当たり 6.8 となっている。

図表 7-2. 調査価格数

	調査価格数（うち外部データ数） ^{注1}	<参考>2005年基準 ^{注2}
国内企業物価指数	5,977（749）	5,435
輸出物価指数	1,277（45）	1,155
輸入物価指数	1,538（40）	1,551
合計	8,792（834）	8,141

注1：2012年4月時点。

注2：2007年7月時点。

(10) 調査価格の変更

品目未満の調査価格については、品目の代表性を確保することを企図して、産業・貿易構造の変化を踏まえた構成に調整するよう努めている。調査価格の変更は、調査

(11) 品質調整方法

企業物価指数では、品質調整方法として、①直接比較法、②単価比較法、③オーバーラップ法、④コスト評価法、⑤ヘドニック法を採用している。

図表 7-3. 品質調整方法

名 称	内 容
直接比較法	新旧調査価格の品質が本質的に同一で、両者の品質差を無視し得るものと判断し処理する方法。
単価比較法	新旧商品は数量や容量こそ異なるが、新旧調査価格の品質は本質的に同一とみなされる場合において、新旧商品の単価比を価格比とみなし、価格指数を接続する方法。
オーバーラップ法	同一条件の下で、一定期間、並行販売された2つの商品の価格比が安定している場合、同一時点における新旧調査価格の価格差を品質差とみなし、価格指数を接続する方法。
コスト評価法	調査先企業からヒアリングした新旧調査価格の品質変化に要したコストを、両調査価格の品質差に対応する価格差とみなし、新旧調査価格の価格差の残り部分を「純粋な価格変動」（＝物価の変動）として処理する方法。
ヘドニック法 ^注	商品間の価格差の一部は、これら商品の有する共通の諸特性によって測られる品質差に起因していると考え、商品の諸特性の変化から「品質変化に見合う価格変動」部分を回帰方程式により定量的に推定し、残り部分を「純粋な価格変動」として処理する方法。

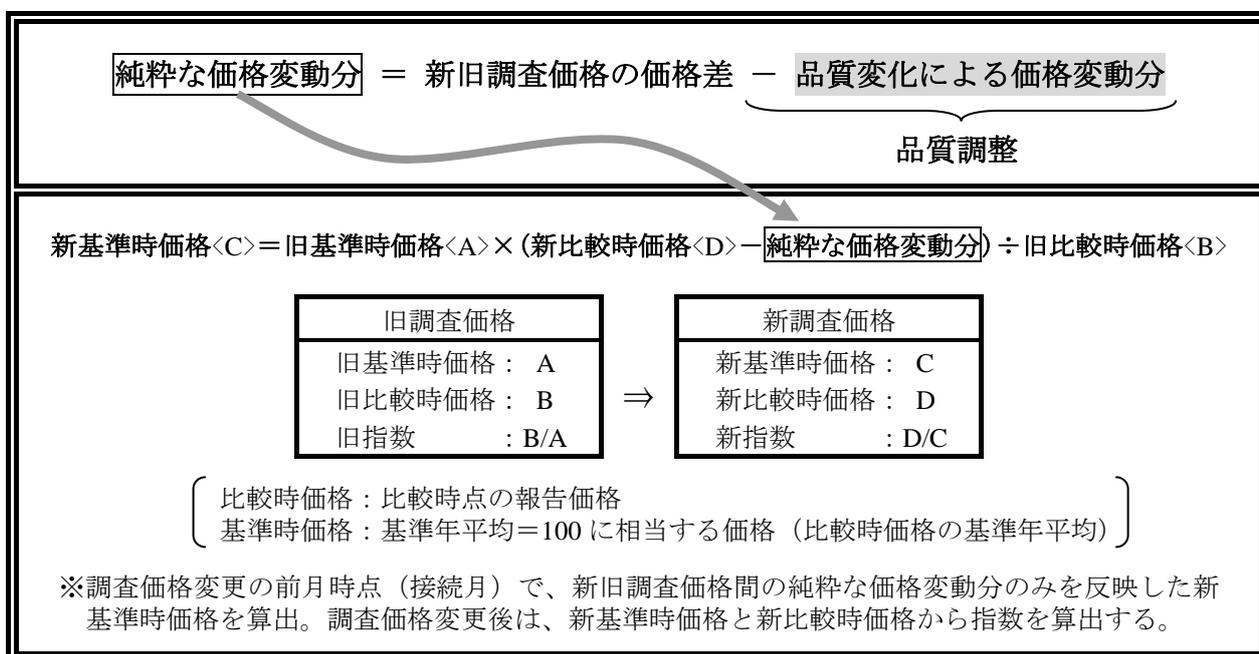
注：他の品質調整方法の適用が困難である、ないしは十分な品質調整が行えない場合において、特性を定量的に示すデータが継続的に入手可能である場合において、適用を検討している。ヘドニック推計式は、技術革新が速く商品サイクルが短いことに鑑み、少なくとも年に一回の頻度で再推計を行っている。

図表 7-4. ヘドニック法の適用状況

適用商品	企業物価指数 品目名称	適用始期	再推計頻度
パーソナルコンピュータ	P I パーソナルコンピュータ (デスクトップ型)	1990年1月	年2回
	P E I パーソナルコンピュータ (ノートブック型)		
サーバ	P I サーバ	2000年1月	年1回
デジタルカメラ	P デジタルカメラ	2001年1月	年2回
	E I ビデオカメラ・デジタルカメラ		
ビデオカメラ	P ビデオカメラ	2001年1月	年1回
	E I ビデオカメラ・デジタルカメラ		
印刷装置	P E I 印刷装置	2004年1月	年1回

注：表中の P は国内企業物価指数、E は輸出物価指数、I は輸入物価指数を示す。

図表 7-5. 企業物価指数の品質調整方法



8. 指数の計算

(1) 基本分類指数

① 指数の基準時およびウエイト算定年次

指数の基準時およびウェイト算定年次は、いずれも 2010 年である。

② 指数計算に使用するウェイト

基本分類指数と需要段階別・用途別指数との整合性を維持するため、指数計算には、需要段階別・用途別指数のウェイトを使用している¹⁶。

③ 指数の算式

各時点ごとに各種商品の価格をまず指数化し、その価格指数を基準時に固定した金額ウェイトにより加重算術平均する「固定基準ラスパイレス指数算式」を採用している。

$$\text{固定基準ラスパイレス指数算式： } P_{0,t}^L = \frac{\sum p_{t,i} q_{0,i}}{\sum p_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}$$

$P_{0,t}^L$: 基準時点を 0 とした比較時点 t における固定基準ラスパイレス指数

$p_{t,i}$: 比較時点 t における商品 i の価格

$p_{0,i}$: 基準時点 0 における商品 i の価格

$w_{0,i}$: 基準時点 0 における全取引額に対する商品 i の取引額シェア（ウェイト）

$q_{0,i}$: 基準時点 0 における商品 i の数量

④ 指数の計算方法

月間指数は、以下のような計算を行うことにより、小数点以下第 1 位まで公表している¹⁷。なお、幾つかの品目については季節性が確認されているが、季節調整は行っていない。

<品目指数の算出>

調査価格ごとに、当月の報告価格（「比較時価格」）をそれぞれの「基準時価格」（基準年平均＝100.0 に相当する価格）で除して個別の調査価格指数を算出する。この調査価格指数に各々の調査価格ウェイトを乗じ（調査価格の加重指数）、当該品目に属する全調査価格の加重指数の合計（品目加重指数）を当該品目のウェイトで除することにより、品目指数を算出する。

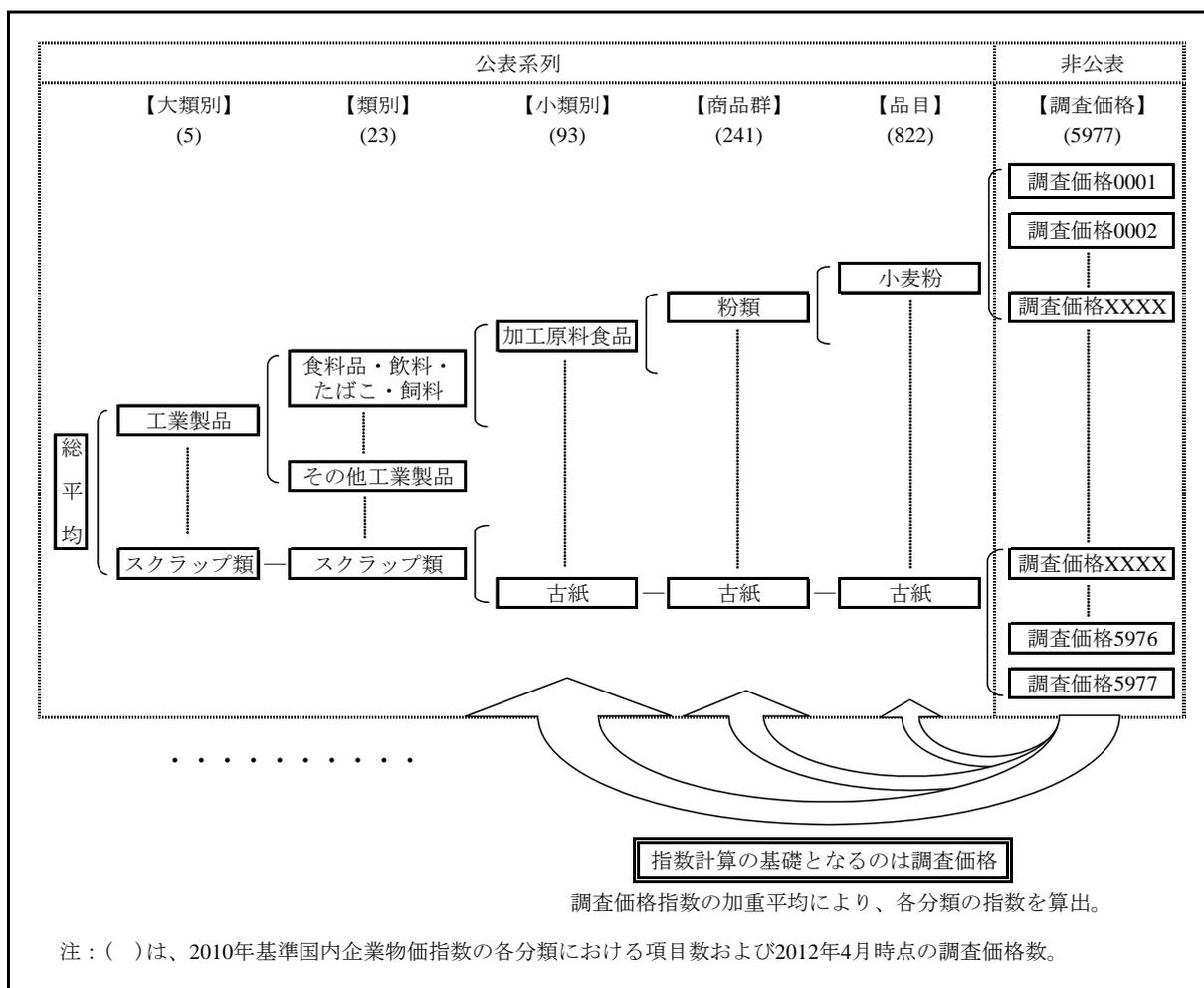
¹⁶ 基本分類指数と需要段階別・用途別指数ではウェイト算定方法が異なる（⇒6. 参照）。このため、ウェイト算定上のラウンド誤差を回避し、両者において対象範囲が同一の項目について指数を一致させるため、指数計算上のウェイトは、一律、需要段階別・用途別指数のベースに揃えている。

¹⁷ システム上の指数計算では、整数部、小数部あわせて最大 15 桁まで算出している。

<上位段階の指数の算出>

総平均、大類別、小類別、商品群といった上位段階についても、品目指数と同様の集計方法により、当該分類に属する全調査価格の加重指数の合計を当該分類のウェイトで除することにより、指数を算出する。こうした計算方法により、多段階に亘るラウンド誤差を回避している。

図表 8-1. 基本分類指数の指数計算の構造



図表 8-2. 基本分類指数の算出方法

		調査価格(1)	調査価格(2)	調査価格(3)	調査価格(4)	その他の調査価格	
調査 価格	基準時価格 (A)	12,000円	13,000円	230円	260円		
	比較時価格 (B)	15,000円	15,500円	230円	270円		
	指数 (B) / (A) × 100 (C)	125.00000	119.23077	100.00000	103.84615		
	ウェイト (D)	3.000	3.000	2.000	2.000		
	加重指数 (C) × (D) (E)	375.00000	357.69231	200.00000	207.69231		
品目	加重指数(E)の和 (F)	732.69231		407.69231		他の商品群 の小計	
	ウェイト(D)の和 (G)	6.00		4.00			
	指数 (F) / (G)	122.11538		101.92308			
	公表指数	122.1		101.9			
商品群	加重指数(F)の和 (H)	1,140.38462				2,550.50000	
	ウェイト(G)の和 (I)	10.00				20.00	
	指数 (H) / (I)	114.03846				他の小類別 の小計	
	公表指数	114.0					
小 類 別	加重指数(H)の和 (J)	3,690.88462				8,150.65000	
	ウェイト(I)の和 (K)	30.00				70.00	
	指数 (J) / (K)	123.02949				他の類別 の小計	
	公表指数	123.0					
類 別	加重指数(J)の和 (L)	11,841.53462				101,724.50000	
	ウェイト(K)の和 (M)	100.00				900.00	
	指数 (L) / (M)	118.41535					
	公表指数	118.4					
総 平 均	加重指数(L)の和 (N)	113,566.03462					
	ウェイト(M)の和 =1,000.00	1,000.00					
	指数 (N) / 1,000.0	113.56603					
	公表指数	113.6					

注：実際の指数計算では、原則、品目指数は3調査価格以上から算出している。

(2) 連鎖方式による国内企業物価指数

① 指数の基準時およびウエイト算定年次

基本分類指数との比較を容易にするため、指数の基準時を 2010 年を 100 としている。ウエイトは各系列における開始年を除き（⇒別紙 3.2 参照）、前年のウエイトを用いることとし、毎年更新している。

② 指数計算に使用するウエイト

指数計算年（ t 年）の前年（ $t-1$ 年）のウエイトを適用¹⁸。

③ 指数の算式と計算方法

品目より上位段階の指数計算に、「連鎖基準ラスパイレス指数（連鎖基準算術平均）算式」を採用している。指数は、以下の算式により算出し、小数点以下第 1 位まで公表している。

$$\text{連鎖基準ラスパイレス指数算式： } CP_{t,m} = \begin{cases} t=0: & \tilde{P}_{0,m}^L \\ t=1: & CP_{t-1,12} \times (1 + \tilde{\pi}_{t,m}) \end{cases}$$

$CP_{t,m}$: t 年 m 月の連鎖基準ラスパイレス指数

$\tilde{P}_{0,m}^L$: 開始年のウエイトを使用した固定基準ラスパイレス指数¹⁹

$CP_{t-1,12}$: $t-1$ 年 12月の連鎖基準ラスパイレス指数

$\tilde{\pi}_{t,m}$: $t-1$ 年 12月から t 年 m 月までの同指数の変化率

上記の $t-1$ 年 12月から t 年 m 月までの連鎖基準ラスパイレス指数の変化率 $\tilde{\pi}_{t,m}$ は、以下の方法により算出している（ N は品目の集合）。

$$1 + \tilde{\pi}_{t,m} = \sum_{i \in N} (1 + \tilde{\pi}_{t,m}^i) w_{t-1}^i$$

$\tilde{\pi}_{t,m}^i$: 各品目 i の $t-1$ 年 12月から t 年 m 月までの指数変化率

w_{t-1}^i : $t-1$ 年の品目ウエイト（ $\sum_{i \in N} w_{t-1}^i \equiv 1$ ）

また、各品目の $t-1$ 年 12月から t 年 m 月までの指数変化率 $\tilde{\pi}_{t,m}^i$ は、以下の方法により算出している。

¹⁸ t 年指数に用いる $t-1$ 年のウエイトデータの基となる『工業統計調査』（品目編）等の公表タイミングは、これまでは、 $t+1$ 年春頃となるのが一般的であった。このため、 t 年 1月以降、 $t-2$ 年のウエイトを暫定的に適用し、 $t-1$ 年のウエイトが活用可能となった時点で、遡及訂正を実施している。

¹⁹ 基本分類指数とは異なり、調査価格を加重平均する際、算術平均ではなく、幾何平均を適用。

$$1 + \tilde{\pi}_{t,m}^i \equiv \prod_{i_j \in i} (1 + \pi_{t,m}^{i_j})^{w_{t-1}^{i_j}/w_{t-1}^i}$$

$\pi_{t,m}^{i_j}$: 品目 i に含まれる調査価格 i_j の指数変化率

$w_{t-1}^{i_j}$: $t-1$ 年の調査価格ウェイト ($\sum_{i_j \in i} w_{t-1}^{i_j}/w_{t-1}^i \equiv 1$)

以上をまとめると、連鎖基準ラスパイレス指数では、ウェイトを毎年変更しつつ、調査価格の（累積）変化率を加重平均していくことで上位指数を作成している。

(3) その他の参考指数

① 指数の基準時およびウェイト算定年次

基本分類指数と同様、指数の基準時およびウェイト算定年次は、いずれも 2010 年である。

② 指数計算に使用するウェイト

需要段階別・用途別指数および戦前基準指数のウェイトは、そのまま指数計算に使用しているが、消費税を除く国内企業物価指数については、基本分類指数と同様、需要段階別・用途別指数のウェイトを使用している。

③ 指数の算式

基本分類指数と同様、固定基準ラスパイレス指数算式を採用。

④ 指数の計算方法

基本分類指数と同様の計算方法により、月間指数は、小数点以下第 1 位まで公表している。なお、指数の季節調整は行っていない。

(4) 夏季電力料金調整後の指数

参考系列として作成している夏季電力料金調整後の指数は、夏季割増料金の適用期間（7～9 月）について、これを調整することにより算出している。通常料金の期間（10～6 月）は調整前指数の指数水準と一致するように作成していることから、基準年平均指数は 100.0 とはならない。

(5) 四半期、年間指数および騰落率の計算

四半期、年間（暦年・年度）指数は、月間指数の単純平均により、小数点以下第 1 位まで算出している。

騰落率は公表指数から算出し、小数点以下第 1 位まで公表している。

9. 指数の公表

(1) 公表スケジュール

公表資料および詳細計数は、以下の日程により定めた日の午前 8 時 50 分に公表している。

月間指数（速報）	原則として翌月の第 8 営業日 年 2 回の定期遡及訂正月（4、10 月：3、9 月速報公表時） は第 9 営業日
月間指数（確報）	翌月分の速報公表日
年間（暦年・年度）指数	暦年指数（速報、確報）は 12 月、年度指数（速報、確報） は 3 月の月間指数（速報、確報）公表時

具体的な公表予定日については、日本銀行ホームページの「公表予定」の以下の欄に掲載している。

公表予定	先行き 4 週間の予定を掲載 毎週金曜日に更新
統計の概要および公表予定	先行き 1 年間の予定を掲載 6、12 月末に公表

(2) 公表方法

公表資料および詳細計数は、日本銀行ホームページの「企業物価指数」の「公表データ」および「時系列データ」として、それぞれ掲載している。

また、以下の刊行物にも公表計数を掲載している²⁰。

図表 9-1. 企業物価指数を掲載している統計書

統計書名	頻 度
物価指数年報 ^注	年 次
日本銀行統計	年 次
金融経済統計月報	月 次

注：『物価指数年報』は 2012 年 9 月創刊。

指数全般にわたる照会については、日本銀行の以下の部署が対応している。

- 調査統計局 物価統計課 03-3279-1111 内線 4060
- 情報サービス局 03-3279-1111 内線 4628、4639

²⁰ 各統計書の収録データは、日本銀行ホームページの「統計書収録データ」でも検索することができる。

問い合わせが比較的多く寄せられる質問については、日本銀行ホームページの「物価指数のFAQ」に、その回答を掲載している。

(3) 指数を非公表とする品目

品目指数の公表にあたっては、調査先の個社情報を秘匿する諸措置を講じている。例えば、品目指数の算出は、複数調査先から3調査価格以上の調査を基に行うことを原則としている。個社情報の秘匿が十分でないと判断される場合、調査先の特別な了解がない限り、品目指数を非公表にする扱いとしている。

非公表となった品目指数は、公表資料上、総平均指数など上位分類指数の計算過程には組み込みつつも、原則として同じ商品群に属している他の1品目の指数と併せて“x”と表示される²¹。

(4) 指数の訂正

当該月の確報値の指数計算以降に判明した計数については、以下の遡及訂正方法に基づいて、指数に反映している。

図表 9-2. 指数の遡及訂正方法

	定期遡及訂正	即時遡及訂正
事由	<ul style="list-style-type: none"> 計数に誤りが判明した場合(a) 調査先からの報告が遅れた場合(b) 価格交渉が後ずれした場合 	<ul style="list-style-type: none"> 左記(a)、(b)を事由とした計数の訂正による影響が、国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数の総平均指数に及ぶ場合 個別の品目、類別などにおいて、左記(a)、(b)を事由とした計数の訂正により騰落率が大幅に変化し、ユーザーの分析に支障を来たすと思われる場合
時期	<ul style="list-style-type: none"> 年2回(4、10月:3、9月速報公表時)実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要訂正の事実が判明した都度、可能な限り速やかに実施
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則として過去1年半分^注 価格交渉が後ずれした場合の決着価格の反映や影響度の大きい訂正については、1年を超えて遡及訂正を行う場合がある 	

注：4月(10月)に実施する遡及訂正では、原則として、前々年10月(前年4月)指数以降が対象となる。

²¹ 1品目ではなく、2品目を非公表とするのは、非公表品目が属している上位分類の商品群の指数と、同商品群に属している他の全ての品目の指数によって、非公表品目の指数が逆算できないようにするため。

なお、訂正した計数は、ホームページへの訂正資料掲載、プレスへの訂正資料配布などを通じて公表する。

(5) その他公表資料一覧

各種参考資料および関連資料を、日本銀行ホームページに掲載している。

10. 接続指数（⇒別紙 2、3 参照）

接続指数は、長期の時系列データを利用するユーザーの利便性を考慮して作成するもので²²、①新基準指数をベースに過去に遡及して接続する「2010年基準接続指数」と、②過去の指数系列に新基準指数を接続する「戦前基準指数」の2系列がある。

図表 10-1. 接続指数の種類

	2010年基準接続指数	戦前基準指数
分類編成	2010年基準	戦前基準（1960年基準）
基準年	2010年=100	1934～1936年=1
統計始期	（類別）1960年1月 （品目）1980年1月	1900年10月

(1) 2010年基準接続指数

2010年基準接続指数は、過去の基準指数を、2010年基準の基本分類指数または参考指数の分類編成に組替えて計算している（採用品目、ウエイトは各基準のものを使用）²³。①基本分類指数および参考指数における類別以上、ないしはそれに準ずる上位の指数系列については、原則として1960年1月まで、②品目指数については、原則として1980年1月まで遡及して作成している。

指数の接続計算は、指数系列ごとに、各基準年の新・旧指数から求めた年平均ベースのリンク係数を用いた年次接続方式を採用し、次式により行っている²⁴。

²² 企業物価指数では、基準改定毎に、採用する品目やウエイト、品質調整方法などが異なるため、基準を跨った形で指数を比較する場合、厳密には連続性を欠く面がある点、注意が必要である。

²³ 組替えは、原則として商品群以上の段階で行うこととしているが、類別指数への影響が大きいと判断される場合には、品目段階でも組替えを行っている。

²⁴ したがって、各類別の接続指数を各基準の類別ウエイトを用いて加重平均しても、総平均の接続指数とは一致しない（後述の戦前基準指数も同様）。

＜2010年基準接続指数の計算方法^{25、26}＞

(リンク係数)

$$\text{2010年基準接続指数} = \text{2005年基準指数} \times \frac{\text{2010年基準の2010年平均指数}}{\text{2005年基準の2010年平均指数}}$$

(2) 戦前基準指数

戦前基準指数は、2010年基準指数の基本分類指数（国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数）、および需要段階別・用途別指数の国内需要財指数を、戦前基準指数の分類編成（基本分類の12類別および特殊分類＜用途別＞の5分類、1960年基準の分類編成に依拠）に組み替えた上で、2010年1月以降の指数を2009年12月までの戦前基準指数に接続して作成している²⁷。

接続指数の計算は、指数系列ごとに、戦前基準指数の新指数に対する年平均ベースのリンク係数を用いた年次接続方式を採用し、次式によって行っている。

＜戦前基準指数の計算方法＞

(リンク係数)

$$\text{戦前基準指数} = \text{2010年基準指数} \times \frac{\text{戦前基準の2010年平均指数}}{\text{2010年基準指数の2010年平均指数}}$$

以 上

²⁵ リンク係数の計算にあたっては、年平均指数、リンク係数自体の小数点以下の桁数処理は行っていない。

²⁶ 夏季電力料金調整後の指数は、2010年=100.0としないため（⇒8.(4)参照）、2010年基準指数の2010年平均は100.0にならない。

²⁷ 輸出物価指数、輸入物価指数はいずれも円ベースの指数を利用。

参考. 企業物価指数の沿革

企業物価指数は、その前身である 1887 年 1 月基準「東京卸売物価指数」の公表を 1897 年に開始したことに始まる。当初は、30 品目でスタートし、これまでの累次の基準改定ごとに、産業・貿易構造の変化に対応して、新規品目を積み増し²⁸、同時に、指数精度の向上や分類編成の整備・拡充を進めて、今日に至っている。

累次の基準改定のうち、大規模な内容の変更を伴う基準改定概要は、次のとおり。

参考図表 1. 企業物価指数の沿革

1933 年基準	・ 単純算術平均指数から固定基準ラスパイレス指数算式による加重平均指数へ移行。
1952 年基準	・ 統計名称を「卸売物価指数」に改称。
1960 年基準	・ 付属指数として「用途別指数」、「部門別指数」を新設 ^{注1、注2} 。
1980 年基準	・ 「国内卸売物価指数」、「輸出物価指数」、「輸入物価指数」、「総合卸売物価指数」から成る指数体系・分類編成の成立 ^{注3} 。
2000 年基準	・ 統計名称を「企業物価指数」に改称。 ・ 「国内企業物価指数」、「輸出物価指数」、「輸入物価指数」からなる指数体系へ変更。「総合卸売物価指数」は、参考指数「国内・輸出・輸入の平均指数」として作成。 ・ 参考指数として連鎖基準ラスパイレス指数算式による「連鎖方式による国内企業物価指数」を新設。
2005 年基準	・ 参考指数「国内・輸出・輸入の平均指数」を廃止 ^{注4} 。
2010 年基準	・ 国内企業物価指数の英語名称を、「DCGPI: Domestic Corporate Goods Price Index」から「PPI: Producer Price Index」に変更。

注 1: 「用途別指数」は、1980 年基準において「需要段階別・用途別分類指数」へ拡充・整備された。

注 2: 「部門別指数」は、1967 年に「卸売物価指数」から「製造業部門別物価指数」として独立し、1975 年に「製造業部門別投入・産出物価指数」に改称された。

注 3: 「国内卸売物価指数」は、従来の「卸売物価指数」の国内品指数に対応。「輸出（輸入）物価指数」は、従来の「卸売物価指数」の輸出品（輸入品）指数を、「卸売物価指数」とは独立した指数体系として公表していた「輸出入物価指数」（『1949 年 7 月～1950 年 6 月基準輸出入物価指数』として 1951 年に公表開始）に吸収・整理したものに对应。

注 4: 「国内・輸出・輸入の平均指数」は、1975 年基準以前の「卸売物価指数」や 1980～1995 年基準の「総合卸売物価指数」との継続性に配慮し提供してきた指数。「卸売物価指数」や「総合卸売物価指数」は、当初、国内品・輸出品・輸入品を包括した「貨幣の購買力の尺度」としての位置付けで作成されたが、現代的な意義付けがかなり薄くなっていることを踏まえ、廃止した。

²⁸ 企業物価指数が『工業統計調査』（品目編）等に基づく取引金額を判断材料の一つとして、品目改廃を進めているということは、換言すれば、基準改定ごとの新規品目の変遷を眺めることで、その時々の産業・貿易構造の変化を垣間見ることが可能であることを意味する。参考図表 2 では、身近な消費財を中心に、その一部を紹介している。

参考図表 2. 国内企業物価指数（旧卸売物価指数）の各基準改定時の主な採用品目

1887年1月基準	<p>(当初品目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭、銅、鉄、くり綿、真綿、材木、炭、薪、石油、酒、しょう油、かつお節、砂糖、大麦、塩、裸麦、小麦、油しめかす、ぬか、木ろう、紡績洋糸、製茶、畳表、みそ、生漆、油、小麦粉、皮革類、絹糸、麻 <p>(追加品目：明治26年以降、追加的に採用した品目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 綿糸、かなきん、白木綿、肥料、鶏卵、日本刻たばこ、食鳥、洋釘、裏地類、ガラス板
1948年1月基準	<ul style="list-style-type: none"> バター、マーガリン、電話機、自転車、ミシン 等
1952年基準	<ul style="list-style-type: none"> コーヒー、写真機、乗用車、テレビ受信機、電気洗濯機、電気冷蔵庫 等
1960年基準	<ul style="list-style-type: none"> ヨーグルト、テープレコーダー、ルームクーラー、電気掃除機、電気釜、複写機 等
1965年基準	<ul style="list-style-type: none"> 即席めん、計算機 等
1970年基準	<ul style="list-style-type: none"> 菓子パン、電子レンジ、ジューサーミキサー、集積回路、自動販売機 等
1975年基準	<ul style="list-style-type: none"> 冷凍調理食品、カーステレオ 等
1980年基準	<ul style="list-style-type: none"> レトルト食品、ビデオテープレコーダー 等
1985年基準	<ul style="list-style-type: none"> ワードプロセッサ、パーソナルコンピューター、ファクシミリ、ビデオカメラ 等
1990年基準	<ul style="list-style-type: none"> ウーロン茶（容器入り）、電気カーペット、衣類乾燥機、ポケットベル 等
1995年基準	<ul style="list-style-type: none"> ミネラルウォーター、インターホン、カーナビゲーションシステム、ポータブルオーディオ、電気温水洗浄便座、携帯電話機、PHS 等
2000年基準	<ul style="list-style-type: none"> 発泡酒、半導体製造装置、食器洗い・乾燥機 等
2005年基準	<ul style="list-style-type: none"> サプリメント、豆乳飲料、偏光板、フラットパネルディスプレイ製造装置、金型、空気清浄機、ワイヤーハーネス、フォトマスク 等
2010年基準	<ul style="list-style-type: none"> 電池用無機化学工業製品、医薬品中間物、ガラス基板・カバーガラス、鉄骨、橋りょう、航空機用原動機部品 等

(資料) 日本銀行「明治以降卸売物価指数統計—100周年記念資料—」等。

参考図表 3. 企業物価指数の変遷の概要

基準時	名称	指数算式	品目数	指数体系・分類編成	公表時	備考	
1887年1月	東京卸売物価指数	単純算術平均	30 (40)	総平均一品目	1897年	日清戦争を契機とし、物価騰貴が社会問題となったことが指数作成の背景	
1900年10月			56		1913年4月		
1933年		固定基準ラスパイレース指数算式	110	総平均—類別一品目	1936年12月	通貨の一般購買力の変動をより把握する目的から指数算式を変更	
1948年1月			280 (335)	総平均—基本類別—小類別—一品目	1949年9月		
1952年	403 (436)		特殊類別（生産財・消費財）	1954年12月			
1960年	770		総平均—類別—小類別—商品群—一品目	1963年1月	付属指数「用途別指数」「部門別指数」の新設 これ以降5年ごとに基準改定を実施		
1965年	806			1968年4月			
1970年	928			1973年1月			
1975年	1,034			1977年12月			
1980年	卸売物価指数		固定基準ラスパイレース指数算式	1,185	国内卸売物価指数・・・(A) 総平均—大類別 —類別—小類別—商品群—一品目 輸出物価指数・・・(B) 総平均—類別—小類別—商品群—一品目 輸入物価指数・・・(C)	1982年12月	変動相場制への移行や石油ショックなどを背景に国内、輸出、輸入別の物価変動を分析するニーズが高まったことが整備の背景 特殊分類「総合卸売物価需要段階別・用途別分類指数」の拡充
1985年				1,253	総平均—類別—小類別—商品群—一品目	1987年12月	
1990年				1,313	総合卸売物価指数・・・(A)+(B)+(C) 総平均—大類別	1992年12月	
1995年		1,427		—類別—小類別—商品群—一品目	1997年12月		
2000年	企業物価指数	固定基準ラスパイレース指数算式	1,407	国内企業物価指数 総平均—大類別 —類別—小類別—商品群—一品目 輸出物価指数	2002年12月	参考指数「連鎖方式による国内企業物価指数」の新設 総合卸売物価指数は参考指数「国内・輸出・輸入の平均指数」として公表	
2005年			1,338	総平均—類別—小類別—商品群—一品目 輸入物価指数	2007年12月	参考指数「国内・輸出・輸入の平均指数」の廃止	
2010年			1,286	総平均—類別—小類別—商品群—一品目	2012年7月		

注1：2010年基準の基本分類指数に該当する部分について記載。

注2：品目数の括弧内は、品目追加後のもの。品目数は、参考指数を除くベース。

注3：公表時は、基準改定結果を公表した時点。

注4：1980年基準以前の輸出物価指数、輸入物価指数については上記に含めていない。これは、1980年基準に基本分類指数として整備・位置付けるまでは、輸出入物価指数として、1949年7月～1950年6月基準開始後、卸売物価指数とは異なる指数体系としていた経緯があるため。

(資料) 日本銀行「明治以降卸売物価指数統計—100周年記念資料—」等。

(別紙 1) 2010 年基準企業物価指数の指数体系一覧

I. 基本分類指数	
1. 国内企業物価指数	
	総平均、大類別、類別、小類別、商品群、品目
[参考]	夏季電力料金調整後：総平均、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」
2. 輸出物価指数	
	総平均、類別、小類別、商品群、品目（円ベース）
	総平均、類別、小類別、商品群、品目（契約通貨ベース）
3. 輸入物価指数	
	総平均、類別、小類別、商品群、品目（円ベース）
	総平均、類別、小類別、商品群、品目（契約通貨ベース）
II. 参考指数	
4. 需要段階別・用途別指数	
国内需要財指数	
	国内需要財、需要段階別分類、用途別分類
	国内品、輸入品
	大類別、類別
[参考]	財別分類
	国内品、輸入品
	夏季電力料金調整後：国内需要財、中間財
	夏季電力料金調整後：国内品
輸出品指数	
	輸出品、用途別分類
[参考]	財別分類
5. 連鎖方式による国内企業物価指数	
	総平均、大類別、類別、小類別、商品群、品目
[参考]	夏季電力料金調整後：総平均、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」
6. 消費税を除く国内企業物価指数	
	総平均、大類別、類別、小類別、商品群、品目
[参考]	夏季電力料金調整後：総平均、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」
7. 戦前基準指数	
	基本分類（総平均、類別）
	特殊分類（用途別）
8. 普通乗用車（北米向け、除北米向け）	
	普通乗用車（北米向け）（輸出物価指数・円／契約通貨ベース）
	普通乗用車（除北米向け）（輸出物価指数・円／契約通貨ベース）

(別紙2) 基本分類指数の分類編成・統計始期

1. 国内企業物価指数

大類別 類別	品目数	ウェイト	接続指数の 統計始期
総平均	822	1,000.0	類別以上 1960年1月 品目 1980年1月
工業製品	777	902.5	
食料品・飲料・たばこ・飼料	115	137.5	
繊維製品	36	10.9	
製材・木製品	15	8.2	
パルプ・紙・同製品	33	29.1	
化学製品	133	92.1	
石油・石炭製品	12	57.4	
プラスチック製品	20	38.5	
窯業・土石製品	37	23.7	
鉄鋼	41	56.6	
非鉄金属	31	27.1	
金属製品	37	37.9	
はん用機器	32	25.7	
生産用機器	37	30.8	
業務用機器	24	19.2	
電子部品・デバイス	27	31.0	
電気機器	51	49.0	
情報通信機器	23	40.4	
輸送用機器	21	136.4	
その他工業製品	52	51.0	
農林水産物	25	33.9	
農林水産物	25	33.9	
鉱産物	6	4.2	
鉱産物	6	4.2	
電力・都市ガス・水道	9	52.7	
電力・都市ガス・水道	9	52.7	
スクラップ類	5	6.7	
スクラップ類	5	6.7	
〔参考系列〕 夏季電力料金調整後			
総平均	822	1,000.0	1990年1月
類別「電力・都市ガス・水道」	9	52.7	2005年1月
小類別「電力」	5	41.4	2010年1月

注1：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

注2：小類別、商品群の接続指数は作成していない。

2. 輸出物価指数

類別	品目数	ウェイト	接続指数の統計始期
総平均	210	1,000.0	円ベース 類別以上 1960年1月 品目 1980年1月 契約通貨ベース 類別以上 1975年1月 品目 1980年1月
繊維品	4	12.5	
化学製品	45	95.4	
金属・同製品	30	118.2	
はん用・生産用・業務用機器	39	192.0	
電気・電子機器	46	232.9	
輸送用機器	18	240.6	
その他産品・製品	28	108.4	

注1：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

注2：小類別、商品群の接続指数は作成していない。

3. 輸入物価指数

類別	品目数	ウェイト	接続指数の統計始期
総平均	254	1,000.0	円ベース 類別以上 1960年1月 品目 1980年1月 契約通貨ベース 類別以上 1975年1月 品目 1980年1月
食料品・飼料	36	75.8	
繊維品	32	53.5	
金属・同製品	35	117.1	
木材・同製品	9	16.5	
石油・石炭・天然ガス	10	305.4	
化学製品	36	83.3	
はん用・生産用・業務用機器	10	53.9	
電気・電子機器	47	184.3	
輸送用機器	8	34.1	
その他産品・製品	31	76.1	

注1：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

注2：小類別、商品群の接続指数は作成していない。

(別紙3) 参考指数の分類編成・統計始期

1. 需要段階別・用途別指数

①国内需要財指数

需要段階別 用途別	接続指数の 統計始期	
国内需要財	1960年1月	
素原材料		
加工用素原材料		
建設用材料		
燃料		
その他素原材料		1975年1月
中間財		1960年1月
製品原材料		
建設用材料		
燃料・動力		
その他中間財	1975年1月	
最終財	1960年1月	
資本財		
消費財		
耐久消費財		
非耐久消費財		

注：2010年基準国内需要財指数の統計始期は2010年1月。

②国内需要財指数（国内品、輸入品別）

需要段階別 用途別		接続指数の 統計始期	
国内需要財	国内品、輸入品	1970年1月	
素原材料	国内品、輸入品		
加工用素原材料	国内品、輸入品		
建設用材料	国内品		
燃料	国内品		
	輸入品		1980年1月
その他素原材料	国内品		1975年1月
	輸入品		2000年1月
中間財	国内品、輸入品		1970年1月
製品原材料	国内品、輸入品		
建設用材料	国内品、輸入品		
燃料・動力	国内品、輸入品		
その他中間財	国内品	1975年1月	
	輸入品	1980年1月	
最終財	国内品、輸入品	1970年1月	
資本財	国内品、輸入品		
消費財	国内品、輸入品		
耐久消費財	国内品、輸入品		
非耐久消費財	国内品、輸入品		

注：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

③国内需要財指数（大類別、類別）

需要段階別 用途別	大類別	統計始期		
国内需要財	工業製品	2010年1月		
	農林水産物			
	鉱産物			
	電力・都市ガス・水道			
	スクラップ類			
	素原材料		農林水産物	
			鉱産物	
			電力・都市ガス・水道	
			スクラップ類	
	加工用素原材料		農林水産物	
			鉱産物	
			スクラップ類	
	建設用材料		鉱産物	
	燃料		鉱産物	
	その他素原材料		農林水産物	
			電力・都市ガス・水道	
	中間財		工業製品	
			電力・都市ガス・水道	
			製品原材料	工業製品
			建設用材料	工業製品
			燃料・動力	工業製品
電力・都市ガス・水道				
その他中間財	工業製品			
最終財	工業製品			
	農林水産物			
	資本財	工業製品		
	消費財	工業製品		
		農林水産物		
	耐久消費財	工業製品		
	非耐久消費財	工業製品		
農林水産物				

注1：大類別、類別の分類編成は、2010年基準国内企業物価指数に依拠。

注2：接続指数は作成していない。

④国内需要財指数（参考系列）

<財別分類>

用途別		接続指数の 統計始期
財別分類		
生産財		1960年1月
建設用材料		
燃料・動力		
原材料		
投資財		
生産財	国内品、輸入品	1970年1月
建設用材料	国内品、輸入品	2005年1月
燃料・動力	国内品、輸入品	
原材料	国内品、輸入品	

注1：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

注2：生産財内訳（国内品、輸入品別）の接続指数は作成していない。

<夏季電力料金調整後>

需要段階別		接続指数の 統計始期
国内需要財		2005年1月
国内品		
中間財	国内品	

注：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

⑤輸出品指数

用途別		接続指数の 統計始期
輸出品		1960年1月
原材料		1970年1月
建設用材料		
資本財		
消費財		
耐久消費財		
非耐久消費財		
〔参考〕財別分類		
生産財		1970年1月

注：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

2. 連鎖方式による国内企業物価指数

大類別 類別	統計始期
総平均	1995年1月
工業製品	2010年1月
食料品・飲料・たばこ・飼料	
繊維製品	
製材・木製品	
パルプ・紙・同製品	
化学製品	
石油・石炭製品	
プラスチック製品	
窯業・土石製品	
鉄鋼	
非鉄金属	
金属製品	
はん用機器	
生産用機器	
業務用機器	
電子部品・デバイス	
電気機器	
情報通信機器	
輸送用機器	
その他工業製品	
農林水産物	
農林水産物	
鉱産物	
鉱産物	
電力・都市ガス・水道	
電力・都市ガス・水道	
スクラップ類	
スクラップ類	
〔参考系列〕 夏季電力料金調整後	
総平均	2005年1月
類別「電力・都市ガス・水道」	2010年1月
小類別「電力」	

注：品目分類編成は、国内企業物価指数と同じ。

3. 消費税を除く国内企業物価指数

大類別 類別	接続指数の 統計始期
総平均	類別以上、品目 1985年1月
工業製品	
食料品・飲料・たばこ・飼料	
繊維製品	
製材・木製品	
パルプ・紙・同製品	
化学製品	
石油・石炭製品	
プラスチック製品	
窯業・土石製品	
鉄鋼	
非鉄金属	
金属製品	
はん用機器	
生産用機器	
業務用機器	
電子部品・デバイス	
電気機器	
情報通信機器	
輸送用機器	
その他工業製品	
農林水産物	
農林水産物	
鉱産物	
鉱産物	
電力・都市ガス・水道	
電力・都市ガス・水道	
スクラップ類	
スクラップ類	
〔参考系列〕 夏季電力料金調整後	
総平均	2005年1月
類別「電力・都市ガス・水道」	2010年1月
小類別「電力」	2010年1月

注1：品目分類編成は、国内企業物価指数と同じ。

注2：2010年基準指数の統計始期は2010年1月。

注3：小類別、商品群の接続指数は作成していない。

4. 戦前基準指数

①基本分類

類別	統計始期
総平均	1900年10月
食料品	1946年1月
繊維品	1931年1月
木材・同製品	1952年1月
パルプ・紙・同製品	
化学製品	1931年1月
石油・石炭・同製品	1952年1月
窯業・土石製品	
鉄鋼	
非鉄金属	
金属製品	
機械機具	
雑品	

注1：参考系列として、類別「食料品」の内訳分類「食料用農産物」、「その他の食料品」と、類別「鉄鋼」、「非鉄金属」、「金属製品」、「機械機具」の統合分類「金属・機械」について、1931年1月～1971年12月指数を提供している。

注2：「雑品」については1931年1月～1951年12月の指数を提供しているが、1952年1月以降と対象範囲が大きく異なっている。

②特殊分類（用途別）

用途別	統計始期
生産財	1952年1月
建設用材料	1931年1月
燃料・動力	
資本財	1952年1月
消費財	1946年1月

注：「生産財」については、1946年1月～1951年12月の指数を提供しているが、1952年1月以降と対象範囲が大きく異なっている。

5. 普通乗用車（北米向け、除北米向け）

	統計始期
普通乗用車（北米向け）	円ベース、 契約通貨ベース 2010年1月
普通乗用車（除北米向け）	

注：接続指数は作成していない。